# 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令 （平成五年自治省令第二十号）

#### 第一条（法第十二条及び第三十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体）

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「法」という。）第十二条及び第三十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第六条第七項の規定による基本計画の同意の日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五〇に満たない都道府県又は〇・七三に満たない市町村とする。

#### 第二条（法第十二条及び第三十六条に規定する総務省令で定める産業業務施設）

法第十二条及び第三十六条に規定する総務省令で定める産業業務施設は、次に掲げる要件に該当するものとする。

###### 一

一の家屋（産業業務施設の用に供する部分に限る。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二億円を超えるものであること。

###### 二

産業業務施設に係る家屋につき当該産業業務施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除く。以下同じ。）のうちに当該産業業務施設に含まれる部分の床面積の占める割合が二分の一以上のものであること。

#### 第三条（法第十二条に規定する総務省令で定める教養文化施設等）

法第十二条に規定する総務省令で定める教養文化施設等は、次項に規定する対象施設で次に掲げる要件に該当するものとする。

###### 一

当該対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設（以下「事務所等」という。）に係るものを除く。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が二億円を超えるものであること。

###### 二

当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

###### 三

会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗特殊営業の用に供する施設以外のものであること。

##### ２

対象施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。

###### 一

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号。以下「令」という。）第四条に規定する教養文化施設

###### 二

令第四条に規定するスポーツ又はレクリエーション施設

###### 三

令第四条に規定する集会施設

#### 第四条（法第十二条に規定する総務省令で定める場合）

法第十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

###### 一

不動産取得税

###### 二

固定資産税

#### 第五条（法第三十六条に規定する総務省令で定める場合）

法第三十六条に規定する総務省令で定める場合は、法第三十三条第三項の認定（平成十四年三月三十一日までに行われたものに限る。）の日から起算して五年（当該期間内に法第六条第四項の拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該認定の日からその該当しないこととなる日までの期間）内に第二条に規定する産業業務施設を設置した者について、当該設置した産業業務施設の用に供する家屋（当該産業業務施設の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合とする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年三月三〇日自治省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成八年三月二九日自治省令第一〇号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

##### ３

第三条の規定による改正後の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令第三条の規定は、この省令の施行の日以後に設置される教養文化施設等について適用し、同日前に設置された教養文化施設等については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一〇年三月三〇日自治省令第一〇号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月三〇日自治省令第一一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日自治省令第一六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行する。